

兵高教組

2019年7月16日

調査情報 5号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: http://www.hyogo-kokyoso.com

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

夏は仕事と休養、研修、リフレッシュ!

間もなく夏季休業に入ります。児童・生徒は基本的に「休業」ですが、教職員にとっては懇談や補習など休業中に特有の業務や、たまっている仕事を進めることなど、場合によっては課業期間中よりも忙しい場合もあります。ただ、個人で調整できる部分は比較的多く、休養にも研修にも絶好のチャンスです。県教委は通知等で、「研修は、教職員の資質向上に研修は不可欠である。このため、教員・管理職資質向上指標を確認し…」と重要性を説き、資質向上指標については「教員の長所や個性の伸長を図るものであり、画一的な教員像を求めるものではない」としています。

教育公務員特例法(教特法)の精神を踏まえ、長期休業中のいろいろな機会を活用して、研究と修養に努めましょう。

教員にとって研修は、義務であり権利である

教特法は第21条で、教育公務員は研修に「努めなければならない」とした上で、その機会を与えることが任免権者の責務であるとしています。第22条では「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない」「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」としています。教員以外の地方公務員の研修は「研修は、任命権者が行うもの」(地公法第39条)と、研修の実施主体を任命権者としており、教員の研修とは異なった位置づけです。自主的・自発的な研修であること、義務であり権利でもあることが、教員の研修の特徴です。

勤務場所を離れての研修は自宅でも可能

2002年7月4日付の文科省通知にある「自宅で研修を行う必要性の有無について適切に判断すること」を根拠として自宅研修を認めない校長がいますが、県教委は「文科省通知を見れば、自宅研修が認められないなどとなっていないことがはっきりする」と回答しており、研修場所は自宅であっても構いません。

これまで高教組は、研修についての考え方や取り扱いについて、県教委と以下の確認をしています。

1. 教育委員会は、教員の研修を奨励する立場にある。夏季休業中はその絶好の機会として捉え、積極的に活用する。
2. 研修場所を自宅とする場合は、合理的な理由を示し、校長が県民に説明できるようにする。
3. 研修報告については、日時、場所、内容が、読めばわかるように書かれていけばよい。

研修場所が自宅である場合については、その「合理的な理由」が示されればよく、「研修に必要な資料や機材が自宅にあるが学校にはない」などを例として、県教委も認めています。

研修を直接的に承認するのは校長ですが、法に基づけば「授業に支障のない限り」、教員からの研修承認の申し出を校長が拒否できないことは明らかです。自主研修を妨害するかのよう、校長が「自宅研修は認めない」と発言したり過剰な研修報告を求めたりするのは、法や通知の趣旨に反します。県教委は、「自宅研修は一切認めないという校長は指導する」としています。

研修場所への移動時間も職専免

県教委は、図書館などで研修を行う場合の通常の勤務開始時刻から開館までの時間について、自宅での研修準備や移動時間についても職専免であることを明確に述べています(利用する施設の開館時間、休館日等については前もって確かめておきましょう)。夜間定時制の教職員の研修時間について、定められた勤務時間と必ずしも一致している必要はないとしています。

学校閉庁日は

学校閉庁日は、「学校における働き方改革の一環」として休む日を増やそうとするもので、ゆっくりと休養できることが望めます。しかし、「勤務を要する日」で、年休や夏季休暇などでの対応とされているため、場合によっては出勤や研修ということも考えられます。

高教組は、夏季休暇を増やして学校閉庁日にあてるような対応を求めています。

「2019教育のつどい」は、滋賀で

8月16日(金)～18日(日)に、「2019教育のつどい」が滋賀で開かれます。初日は午後全体会、2～3日目が分科会です。事前に参加券(1,000円)が必要です。今年は高教組から参加補助をします。日程・内容等、詳しいことは職場の組合役員、もしくは高教組本部へお問い合わせください。



教育公務員特例法(教特法)

第21条(研修) 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条(研修の機会) 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

官制研修だけでなく、自宅での研修や民間研究団体の研修会・学習会など、自主的・自発的な研修のチャンス!